

芦屋市条例第12号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,720円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,760円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,120円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,160円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,480円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,440円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,240円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,880円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75,720円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、</p>

改正後	改正前
<p>その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>92,640円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>111,240円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>126,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上<u>420万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分</p>	<p>その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>86,040円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>103,320円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>110,160円</u></p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上<u>400万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分</p>

改正後	改正前
<p>を除く。)又は次号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>140, 880円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円以上520万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>155, 640円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円以上620万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>170, 520円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円以上720万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、<u>第14号イ、第15号イ、第16号イ</u>若しくは<u>第17号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>を除く。)又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>120, 480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円以上600万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>128, 760円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>600万円以上800万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>135, 960円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>800万円以上1,000万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>177,960円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イに該当する者を除く。)</u></p>	<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>148,080円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u></p>
<p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>185,400円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が820万円以上920万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ、第16号イ若しくは第17号イに該当する者を除く。)</u></p>	
<p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>192,720円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が920万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イ若しくは第17号イに該当する者を除く。)</u></p>	
<p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>200,160円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 <u>207,600円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u></p> <p>(18) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>215,040円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,240円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>36,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>50,880円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第4条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第1</u></p>	<p><u>前各号のいずれにも該当しない者 154,920円</u></p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>154,920円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,760円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>34,440円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>48,240円</u>とする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至</p>

改正後	改正前
<p><u>3号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当する</p> <p>に至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>同項第1号から第17号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。